

なくそう不法投棄 廃棄物を適正に処理し、 美ら島沖縄を次世代へ

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、私たちの生活環境に影響を及ぼすだけでなく、自然や景観を損ね、観光振興にも影響を与えかねない問題です。廃棄物の不法投棄、不適正処理をなくし、県民みんなで美ら島沖縄を作りましょう。



沖縄県内の不法投棄の現状

(1) 不法投棄とは？
山や川、公園、道路、田畑など、あらゆる土地に廃棄物を捨てることを「不法投棄」と呼びます。不法投棄は、環境汚染を引き起こすおそれがあること、捨てた者の特定が困難であること、廃棄物の撤去に高額な費用がかかること、投棄された周辺に新たに投棄され拡大していくことなど、地域住民や自治体にとっても大きな問題です。

(2) 県内の不法投棄の現状

県では、県内の産業廃棄物（事業活動に伴って排出される廃棄物）や一般廃棄物（家庭ごみや廃家電等）の不法投棄の実態を把握するため、毎年、1カ所で1トン以上の不法投棄の調査を行っており、平成28年度の調査結果を一部紹介します。

○平成28年度の不法投棄件数

平成28年度に把握した県内の不法投棄件数は117件（1796トン）で、そのうち、9件（174トン）が平成29年3月末までに撤去されています。また、不法投棄件数は平成11年度をピークに減少傾向にありましたが、平成19年度以降は増加傾向となっています。

○平成28年度の不法投棄物の内訳

不法投棄物の内訳は、産業廃棄物

不法投棄防止対策

(1) 県の不法投棄対策
県では、不法投棄物の早期発見、未然防止するため、次のような活動を実施しています。

● 県職員及び不法投棄監視パトロール員（委託）によるパトロール

● 投棄されやすい場所への監視カメラの設置

● 各市町村など関係機関と連携し、不法投棄防止に関する合同パトロールの実施

● 産業廃棄物処理業者への監視指導

● 排出事業者に対する監視指導

● 県警退職者を不法投棄等の監視員として配置

● 不法投棄防止、適正処理推進の周知広報

(2) 県民の不法投棄対策

不法投棄されると土地の資産価値を低下させるだけでなく、投棄者が不明の場合は土地の所有者（管理者）が自らの責任でごみを撤去しなければなりません。不法投棄の未然防止のため、所有する土地は適正に管理しましょう。

不法投棄されない環境をつくりましょう。

不法投棄をなくすには、不法投棄できない環境づくりが重要です。

その他

県内の排出事業者向けに、産業廃棄物の適正処理を推進するため、ガイドブックを作成しています。ガイドブックは、県環境整備課又は各保健所の環境担当窓口で配布しています。

産業廃棄物の排出事業者へのお願い

産業廃棄物の不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物の排出事業者が自社の産業廃棄物の処理を他人（収集運搬業者、処分業者）に委託する場合には3つの義務が課せられます。

● 産業廃棄物の排出事業者の皆様には、3つの義務の遵守をお願いします。

● 収集運搬業者及び処分業者それぞれと書面で委託契約を締結しなければなりません。

● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、処理の流れを把握・管理しなければなりません。

● 委託先の産業廃棄物処理状況を確認し、最終処分まで適正に行われるよう、必要な措置を講じなければなりません。

問い合わせ先一覧

廃棄物の不法投棄・不適正処理は芽が小さいうちに問題を摘み取ることが重要です。おかしなと感じたら早めに各保健所又は県環境整備課へご連絡ください。

※一般廃棄物（家庭ごみ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）の不法投棄については、各市町村にご相談ください。
※現在不法投棄を行っている現場を撮影した場合など、緊急を要する場合は、警察に通報してください。

県環境部環境整備課	098-866-2231	
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-938-9787	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6846	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243	石垣市、竹富町、与那国町
那覇市 廃棄物対策課	098-951-3231	那覇市

問い合わせ 環境整備課 電話：098-866-2231 FAX:098-866-2235

